

# 鳴門市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書

## 1 業務委託名

鳴門市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託

## 2 目的

本業務は、鳴門市国民健康保険における特定健康診査の未受診者及び継続受診者に対して、効率的・効果的なデータ分析を行い、特定健康診査の受診率向上を図るとともに、本市における特定健康診査実施体制に関する課題や対策等を分析し、その改善に資することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 委託業務内容

- (1) データ分析による特定健康診査受診勧奨に効果的な勧奨対象者の抽出・選定
- (2) 勧奨対象者への通知
- (3) 勧奨結果のデータ化・集計作業
- (4) 結果を踏まえた分析と課題の改善に向けた考察

## 5 業務の実施方法

### (1) データ分析業務

市が提供する以下のデータを用いて、効率的かつ効果的な受診勧奨を実現するための分析を行い、特定健康診査の個々の状況（過去の受診状況や通院状況等）を踏まえた、感度の異なる5つ以上のグループに分類すること。

また、分析時には特定健康診査の必要検査項目を複数実施している人を抽出し、市の診療情報提供事業（以下「みなし健診」という。）の実施対象者を抽出し、一覧を提出すること。なお、一覧には、過去の受診歴や該当医療機関名も記載すること。

#### 【提供データ】

##### ① レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイル CSV データで、厚生労働省の「オンラインまたは光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

- ・医科・・・「21\_RECODEINFO\_MED.CSV」
- ・DPC・・・「22\_RECODEINFO\_DPC.CSV」
- ・調剤・・・「24\_RECODEINFO\_PHA.CSV」

##### ② 特定健診・特定保健指導受診歴データ・・・「FKAC167」「FKAC165」

##### ③ 被保険者管理台帳（KDB 帳票 ID P26\_006）

##### ④ その他、業務遂行に必要なデータ（提供可能なものに限る）

### (2) 通知による受診勧奨業務

(1) に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

#### ① 対象者（合計15,000通程度）

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、市が合意したもので、受診勧奨対象者については、一覧を市に提出すること。

- ② 発送回数  
年度内2回  
受診状況に応じて、未受診者に複数回通知すること。
- ③ 通知物の内容  
通知物は、対象者の特徴別に5種類以上とし、勸奨対象者の特性に合わせた個別具体的なものとする。  
(うち1種類は、みなし健診対象者向けの内容とすること)
- ④ 通知物の印刷  
市が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。
- ⑤ 通知物の宛名印字  
宛名印字に関しては市の意向により漢字又はカナ印字にて行う。  
受託者の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を行う。  
漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、市が提供する情報に全て反映されているものとする。
- ⑥ 通知物の校正  
通知物の印刷内容に関して、市に事前に校正の確認を行う。受託者は、市の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。
- ⑦ 受診勸奨対象者の最終決定  
既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勸奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに市が受託者へ提供する。
- ⑧ サンプル納品  
通知物発送後速やかに、市に対し各10部のサンプルを納品する。

### (3) 報告及びその他業務

#### ① 年度末報告業務

受託者は、委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勸奨事業実施による受診率の変化等(全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む)について効果検証を実施し、その結果を市に対し報告を行う。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勸奨業務の有効な施策について、市に提案を行う。

#### ② その他必要とされる業務

受託者は、市の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、市との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、両者の協議にて単価等を設定し実施する。

## 6 第三者委託の禁止

本業務については、受託者自身が実施し、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市から承認を受けたときは、この限りではない。

## 7 情報の保護

- (1) 受託者は、本業務(再委託した場合も含む)を通じて知り得た情報は機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に漏らしてはならない(資料の転写・複写・転載・閲覧および貸出を含む)。
- (2) 受託者は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するための必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は業務委託完了後、本業務の履行にあたり収集、管理したデータは速やかに破棄し、媒体によって提供したデータは速やかに返却するものとする。

## 8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理にあたるものとする。

- (2) 受託者は、「個人情報保護に関する法律」(平成15年法律第57条)、その他個人情報保護に関する規定を遵守し、適切な管理に努めなければならない。
- また、機密情報として扱い、目的外利用、第三者への提供、漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理に必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 9 その他業務委託に関する事項

- (1) 直近5年間において、他保険者等で特定健康診査等受診勧奨事業の実績を有するものとする。
- (2) 受託者は、契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について、市と密に打合せを実施すること。
- (3) 本業務は、個人情報を取り扱うため、受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、若しくは同等の第三者評価を受けた法人であることを必須とする(申請中又は法人認定ではない資格(個人が有する個人情報保護士等)は対象外)。
- また、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。
- (4) 市が本業務の実施状況について照会し、調査又は報告を求めた場合は、受託者は速やかに対応すること。
- (5) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等に係る費用については、すべて受託者の負担とする。
- (6) データの受け渡しは、鳴門市役所において直接行う、もしくはセキュリティ機能が付帯された配送方法も可能とするが、事前に市の了承を得た配送方法に限定する。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、市とその都度協議のうえ、決定するものとする。